

愛媛型農林漁家民宿開業のための許認可手続フロー

— 比較的小規模（客室面積が33㎡未満）な農林漁家民宿の場合 —

※ 開業に係る基本計画を決定しましょう
※ 関係機関と事前相談して、開業申請に向けた手続きを確認しましょう。

- ※開業内容の具体化、決定（※チェックシート参照）
- ・基本計画（開業時期、客室面積、最大収容人員、飲食有無、体験メニュー等役務の内容ほか）を決定
 - ・施設の位置図（付近の見取り図）を準備
 - ・間取りが分かる平面図（用途記入のこと）を準備
- ※下記の①～⑦について、事前相談で申請内容を確認

※ 事前相談が出来たら、開業に向けた申請をしていきましょう

相談

請

① 農林漁家民宿の開業認定に関する事（P18）
（最寄りの県地方局農業振興課又は支局地域農業育成室：窓口1）

「農林漁家民宿認定書」

- ※開業内容の相談、認定申請書の作成
- ・申請書（認定要綱別紙様式1）の記入（「農林漁家民宿開業予定者」であることの確認）
 - ・施設の位置図（付近の見取り図）を添付
 - ・間取りが分かる平面図（用途記入のこと）を添付

※松山市、今治市、東温市、松前町、砥部町、伊予市で開業を希望の場合は、
② 都市計画法の市街化調整区域に該当し、手続きが必要な場合がありますので、この時点で、ご確認ください。
（最寄りの県地方局土木事務所等：窓口6）（P23）

※必ず、「農林漁家民宿認定書(写)」をお持ちください。

必要書類を持って
事前相談

申請

③ 旅館業法、④ 食品衛生法、
⑤ 水質汚濁防止法に関する事（P24～26）
（最寄りの県地方局保健所等：窓口2及び3）

※水道水以外を使用する場合は必要

「水質検査結果」

⑥ 消防法に関する事（P27）
（最寄りの消防本部：窓口4）

「消防法令適合通知書」

⑦ 建築基準法、⑧ 浄化槽法（処理人槽算定）に関する事（P28～29）
（最寄りの県地方局建築指導課等：窓口5）

※ここまで事前相談が出来たら！

申請

必要書類（写）を添付

③' ④' 旅館業営業、食品営業の許可申請
（最寄りの県地方局保健所生活衛生課等：窓口2）
⑤' 水質汚濁防止法に係る「特定施設設置届出書」を提出
（最寄りの県地方局保健所環境保全課等：窓口3）

交付

「旅館業営業許可証」

「食品営業許可証」

「特定施設設置届出書の審査終了通知書」

開業